



島根県報

平成18年 1月17日 (火)
第 1,743 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	1
土地改良区の役員の就任	(")	2
土地改良区の定款変更の認可	(")	2
換地計画書の縦覧	(")	2
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	3
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	3
道路の供用開始	(")	4
特定調達公告		
平成18年度における島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札の参加資格等	(医 療 対 策 課)	4
物流消費管理システム開発業務に係る随意契約の相手方等	(")	7
物流消費管理システム開発に伴う病院統合情報システム (I I M S) 改良業務に係る随意契約の相手方等	(")	8

告 示

島根県告示第33号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

都万下田土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 角脇 律男 隠岐郡隠岐の島町津戸56番地
- 高宮 守国 隠岐郡隠岐の島町都万1647番地
- 奥 正稔 隠岐郡隠岐の島町都万1948番地内 1
- 高梨 亘正 隠岐郡隠岐の島町都万2755番地
- 斎藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308番地

監事

- 福田 晃 隠岐郡隠岐の島町都万2140番地 4
- 齋藤 轟一 隠岐郡隠岐の島町都万3480番地

2 就任年月日

平成17年10月 3 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 奥元 良市 隠岐郡隠岐の島町蛸木555番地
- 角脇 律男 隠岐郡隠岐の島町津戸56番地
- 福田 晃 隠岐郡隠岐の島町都万2140番地 4
- 高宮 守国 隠岐郡隠岐の島町都万1647番地
- 嘉本 清 隠岐郡隠岐の島町都万1907番地 7
- 宇野 芳明 隠岐郡隠岐の島町都万2353番地 1
- 山根 宏業 隠岐郡隠岐の島町都万2871番地 1
- 高梨 好隆 隠岐郡隠岐の島町都万2805番地 3
- 斎藤 竹彦 隠岐郡隠岐の島町都万3351番地
- 斎藤 茂 隠岐郡隠岐の島町都万3308番地
- 高梨 勇 隠岐郡隠岐の島町都万4165番地
- 吉田 稔申 隠岐郡隠岐の島町都万6047番地

監事

- 田中 一隆 隠岐郡隠岐の島町都万3291番地 1
- 西山 哲男 隠岐郡隠岐の島町都万1665番地 1

島根県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

能義郡広瀬町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
- 松岡 勉 安来市広瀬町石原281番地

2 就任年月日

平成17年12月14日

島根県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成18年1月6日付で認可した。

平成18年1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定に基づき、雲南市木次町土地改良区理事長から川上上地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項にお

いて準用する同法第 8 条第 6 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年 1月17日から21日間
- 3 縦覧の場所
雲南市役所

島根県告示第37号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
出雲市	平成15年度～17年度	42枚	1冊	上津	平成18年 1月 6日
川本町	平成14年度～17年度	48枚	2冊	川本(7) 川本(8)	平成18年 1月 6日

島根県告示第38号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	432号	安来市広瀬町菅原557番 1 地先から同609番地先まで	前	メートル 6.00～ 15.00	メートル 47.00	道路改良工事 拡幅
			後	15.00～ 33.00	47.00	
"	"	安来市広瀬町菅原609番地先から同町広瀬214番 1 地先まで	前 A	6.00～ 81.00	3,162.00	松江土木建築事務所 左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			後 A	6.00～ 81.00	3,162.00	

			B	11.00~ 89.50	2,650.00		ダブルウェイ
"	"	安来市広瀬町広瀬214番1地先から同195番1地先まで	前	10.00	125.00		道路改良工事
			後	14.00~ 21.00	125.00		拡幅
県 道	佐田八神線	飯石郡飯南町獅子506番地先から同19番11地先まで	前	3.50~ 7.50	174.00	木次土木建築事務所	農道取付工事
			後	9.00~ 74.00	171.00		拡幅
"	三隅美都線	浜田市三隅町向野田486番1地先から同1915番地先まで	前	9.40~ 29.60	79.60	浜田土木建築事務所	災害防除工事
			後	29.60~ 32.20	79.60		拡幅
"	三隅停車場線	浜田市三隅町三隅713番2地先から同705番3地先まで	前	6.00~ 10.50	105.70		交通安全工事
			後	10.00~ 35.00	105.70		拡幅

島根県告示第39号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	大田市川合町忍原字大谷イ963番3地先から同字イ1058番2地先まで	メートル 239.00	平成18年 1月17日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
県 道	佐田八神線	飯石郡飯南町獅子506番地先から同19番11地先まで	171.00	"	木次土木建築事務所	
"	川本大家線	邑智郡川本町大字湯谷833番1地先から同大字1145番3地先まで	140.00	平成18年 1月20日	川本土木建築事務所	

特 定 調 達 公 告

平成18年度における島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により公告する。

平成18年 1月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる営業種目

ビルメンテナンス業

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、誓約書

エ 営業経歴書

オ 審査基準日（平成17年12月1日）における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

カ 審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。）（個人にあっては、青色申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）

キ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

ク 印鑑証明書

ケ 契約等に使用する印鑑についての届

コ 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者の誓約書

サ 誓約書

シ その他知事が必要と認める書類

(2) 書類の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原四丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループへ持参すること。

(4) 書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間 平成18年1月18日から平成18年2月10日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(5) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

3 入札参加の資格審査及び格付

資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準による格付をするものとする。

(1) 審査基準日の属する事業年度の直前2年間における年間平均売上高

(2) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額

(3) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における工具器具備品の所有状況

(4) 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

(5) 審査基準日の前日までの営業年数

(6) 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(7) 審査基準日の前日における危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する危険物取扱者免状の交付を受けた者をいう。）の数

- (8) 審査基準日の前日におけるボイラー技士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第62条に規定する免許の種類が特級ボイラー技士、1級ボイラー技士又は2級ボイラー技士のいずれかである免許証の交付を受けた者をいう。）の数
 - (9) 審査基準日の前日における電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項に規定する電気工事士免状の交付を受けた者をいう。）の数
 - (10) 審査基準日の前日における消防設備士（消防法第17条の6に規定する消防設備士免状の交付を受けた者をいう。）の数
 - (11) 審査基準日の前日における消防設備点検資格者（消防設備点検資格者となるために必要な知識及び技能を修得することができる講習（昭和50年消防庁告示第1号）に規定する消防設備士資格者免状の交付を受けた者をいう。）の数
 - (12) 審査基準日の前日における防災センター要員講習受講者（消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件（平成6年消防庁告示第10号）に規定する受講修了証の交付を受けた者をいう。）の数
 - (13) 審査基準日の前日におけるエネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第8条第1項に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。）及びエネルギー管理員（同法第10条の2第1項第1号に規定する講習の課程を修了した者をいう。）の数
 - (14) 病院に係る設備運転管理業務実績
- 4 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び場所
- (1) 交付期間及び交付時間
 - ア 交付期間 2(4)アに同じ
 - イ 交付時間 2(4)イに同じ
 - (2) 交付場所
島根県出雲市姫原四丁目1-1 島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループとする。
- 5 入札参加資格の登録の有効期間
資格を認定されたときから平成19年2月28日までとする。
- 6 資格審査の結果の通知等
資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第6条及び第8条から第10条までの規定の例による。
- 7 入札に参加できない者
- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 次のアからカまでに該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者
 - (4) 島根県税を滞納している者
 - (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 その他

資格審査についての問合せは、島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ（電話0853 - 30 - 6435）にすること。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年 1月17日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称

物流消費管理システム開発業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年11月 7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

小西医療器株式会社松江営業所 島根県松江市平成町182番32

5 随意契約に係る契約金額

46,998,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成18年 1月17日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 役務の名称

物流消費管理システム開発に伴う病院統合情報システム（IIMS）改良業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年11月 7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

41,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。